

2025 年 10 月 27 日

各 位

会 社 名 B R A N U 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 名 富 達 也
(コード番号: 460A 東証グロース市場)
問 合 せ 先 取 締 役 C F O 宇 都 宮 久 之
(TEL 03-5413-4820)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2025 年 10 月 27 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所グロース市場への上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|---|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 500,000 株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定 (2025 年 11 月 11 日開催予定の取締役会で決定する。) |
| (3) 払込期日 | 2025 年 11 月 28 日 (金曜日) |
| (4) 増加する資本金及び
資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2025 年 11 月 20 日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募集方法 | 発行価格での一般募集とし、みずほ証券株式会社、株式会社 SBI 証券、楽天証券株式会社、岡三証券株式会社、丸三証券株式会社及び水戸証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。 |
| (6) 発行価格 | 未定 (募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案の上、2025 年 11 月 20 日に決定する。) |
| (7) 申込期間 | 2025 年 11 月 21 日 (金曜日) から
2025 年 11 月 27 日 (木曜日) まで |
| (8) 申込株数単位 | 100 株 |
| (9) 株式受渡期日 | 2025 年 12 月 1 日 (月曜日) |
| (10) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は発行価格と同時に決定する。 |
| (11) 払込取扱場所 | 株式会社みずほ銀行 六本木支店 |
| (12) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。 | |
| (13) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。 | |

ご注意: この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- | | | |
|-------------------------|--|-----------|
| (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 | 当社普通株式 | 630,000 株 |
| (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 | 東京都千代田区
名富 達也 | 630,000 株 |
| (3) 売 出 方 法 | 売出価格での一般向けの売出しとし、みずほ証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。 | |
| (4) 売 出 価 格 | 未定（上記 1. における発行価格と同一となる。） | |
| (5) 申 込 期 間 | 上記 1. における申込期間と同一である。 | |
| (6) 申 込 株 数 単 位 | 上記 1. における申込株数単位と同一である。 | |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 上記 1. における株式受渡期日と同一である。 | |
| (8) 引 受 人 の 対 価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般向けの売出しにおける売出価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、上記 1. における募集株式の引受価額と同一とする。 | |
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記 1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- | | | |
|--|---|---------------|
| (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 | 当社普通株式 | 169,500 株（上限） |
| | （売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、または本売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、2025 年 11 月 20 日（発行価格等決定日）に決定される。） | |
| (2) 売 出 人 | 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号
みずほ証券株式会社 | |
| (3) 売 出 方 法 | 売出価格での一般向けの売出しである。 | |
| (4) 売 出 価 格 | 未定（上記 1. における発行価格と同一となる。） | |
| (5) 申 込 期 間 | 上記 1. における申込期間と同一である。 | |
| (6) 申 込 株 数 単 位 | 上記 1. における申込株数単位と同一である。 | |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 上記 1. における株式受渡期日と同一である。 | |
| (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記 1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。 | | |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- | | |
|---------------------------|--|
| (1) 募 集 株 式 数 | 当社普通株式 500,000 株 |
| (2) 売 出 株 式 数 | ① 引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 630,000 株
② オーバーアロットメントによる売出し (※)
当社普通株式 上限 169,500 株 |
| (3) 需 要 の 申 告 期 間 | 2025 年 11 月 13 日 (木曜日) から
2025 年 11 月 19 日 (水曜日) まで |
| (4) 価 格 決 定 日 | 2025 年 11 月 20 日 (木曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。) |
| (5) 申 込 期 間 | 2025 年 11 月 21 日 (金曜日) から
2025 年 11 月 27 日 (木曜日) まで |
| (6) 払 込 期 日 | 2025 年 11 月 28 日 (金曜日) |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 2025 年 12 月 1 日 (月曜日) |
| (※) オーバーアロットメントによる売出しについて | |

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が 169,500 株を上限株式数として行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主である名富達也（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、みずほ証券株式会社は、169,500 株を上限として貸株人より追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、2025 年 12 月 26 日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、みずほ証券株式会社は、2025 年 12 月 1 日（上場日）から 2025 年 12 月 26 日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、上記グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現 在 の 発 行 済 株 式 総 数	4,000,000 株
公 募 に よ る 新 株 式 発 行 に よ る 増 加 株 式 数	500,000 株
公 募 後 の 発 行 済 株 式 総 数	4,500,000 株

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

3. 調達資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額 417,800 千円（※）については、AI 機能を搭載するプロダクトの機能開発が可能な人材採用及び開発業務委託に係る支出、組織規模拡大に伴う管理職の人材採用に係る支出、人員規模拡大に伴うオフィススペース確保のための新本社賃借及び新支店賃借に係る支出に充当する予定であります。

- ① AI 機能を搭載するプロダクトの機能開発が可能な人材採用及び開発業務委託を目的とした支出として 139,765 千円（2026 年 10 月期 41,770 千円、2027 年 10 月期 50,172 千円、2028 年 10 月期 47,823 千円）
- ② 組織規模拡大に伴う管理職の人材採用に係る支出として 45,113 千円（2026 年 10 月期 19,097 千円、2027 年 10 月期 14,593 千円、2028 年 10 月期 11,423 千円）
- ③ 人員規模拡大に伴うオフィススペース確保のための新本社賃借及び新支店賃借に係る支出として 232,922 千円（2026 年 10 月期 9,713 千円、2027 年 10 月期 34,806 千円、2028 年 10 月期 188,403 千円）

なお、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

（※）有価証券届出書提出時における想定発行価格 930 円を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

（1）利益配分の基本方針

当社では、利益配分につきましては、経営成績及び財政状態を勘案して、株主への利益還元を実現することを基本方針としております。しかし、当社は成長過程にあるため、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先することが、株主への利益還元につながるものと考えております。

当事業年度においても、引き続き当社が成長過程にあると認識していることから、今後の事業拡大のための新規投資等に資金を充当するため、引き続き内部留保の確保を優先し、配当を実施しておりません。

将来的には、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

（2）内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、今後の事業拡大のための新規投資等と財務体質強化に充当するための資金として、有効に活用し、長期的に企業価値の向上に努めてまいります。

（3）今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上記（1）、（2）に基づき、今後の株主への配当につきましては、各事業年度の経営成績の推移及び財政状態並びに今後の投資計画等を総合的に勘案しながら、配当政策を決定する方針であります。

（4）過去の 3 決算期間の配当状況

	2022 年 10 月期	2023 年 10 月期	2024 年 10 月期
1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり当期純損失金額（△）	△417,925.49 円	11.95 円	16.37 円
1 株当たり配当額 （1 株当たり中間配当額）	－円 （－円）	－円 （－円）	－円 （－円）
実績配当性向	－	－	－
自己資本当期純利益率	－	57.8%	47.0%
純資産配当率	－	－	－

- （注）
1. 上記各数値は当社単体決算情報に基づき記載しております。
 2. 1 株当たり当期純利益金額は、期中平均株式数に基づき算出しております。
 3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（期首・期末の平均）で除した数値であり、純資産配当率は配当総額を純資産（期首・期末の平均）で除した数値であります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

4. 1株当たり配当額、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していないため記載しておりません。
5. 2022年10月期の自己資本当期純利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
6. 2022年10月期は決算期変更により、2022年4月1日～2022年10月31日の7か月決算になっております。
7. 当社は、2022年11月24日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っており、また2025年6月27日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。1株当たり当期純利益金額は、2023年10月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。
8. 当社は、2022年11月24日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っており、また2025年6月27日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、2022年10月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、2022年10月期（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	2022年10月期	2023年10月期	2024年10月期
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり月当期純損失金額（△）	△20.90円	11.95円	16.37円
1株当たり配当額 （1株当たり中間配当額）	－円 （－円）	－円 （－円）	－円 （－円）

5. ロックアップについて

公募による募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である名富達也並びに当社株主（新株予約権の保有者を含む。）である株式会社名富、露木将也、宇都宮久之、毒島大輔及び片山雄輔は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2026年5月29日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシュエーションの対象となる当社普通株式をみずほ証券株式会社が取得することは除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中はみずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、公募による募集、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注)「4. 株主への利益配分」における今後の株主に対する利益配分に係る部分は、一定の配当を約束するものでなく、予想に基づくものです。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。